

求えたるくひ物もくはずして、や、日數ふるま、に、老の力いよ、よはりて、今はたのむかたなく見へけり、僧かなしみの心ふかくして、たづね求め共得がたし、思ひあまりて、つや、魚取すべもしらねども、みづから川の邊にのぞみて、衣にたまだすきして魚をうか、ひて、はえといふちいさき魚を一つ二つ取てもちたりけり、禁制おもき比なりければ、官人見あひてからめたりて、院の御所へゐて参りぬ、先子細をとほる、殺生禁制の世にかくれなし、いかでか其由をえらざらん、いはんや法師のかたちとして、其衣を著ながらこの犯をなす事、一かたならぬ科のがる所なしと、仰舎らる、に、僧涙をながして申やう、天下に此制おもき事みな承る所也、たとひ制なく共法師の身にて此ふるまひ更にあるべきにあらず、但我年老たる母をもてり、只われ一人の外たのめるものなし、よはひたけ身おとろへて、朝夕の喰たやすからず、我又家まづしく財もたねば、心のごとくにやしなふに力たへず、中にも魚なければ物くはず、此ごろ天下の制によりて、魚鳥のたぐひいよ、得がたきによりて、身力すでによはりたり、是をたすけん爲に、心のをき所なくて、魚とる術もえらざれ共思ひのあまりに川のはたにのぞめり、罪におこなはれん事案のうち侍り、但此取處の魚、今ははなつともいきがたし、身のいとまをゆりがたくば、この魚を母のもとへつかはして、今一度あざやかなる味をす、めて、心やすくうけ給ひをきて、いかにも罷ならんと申に、是を聞人々涙をながさずといふ事なし、院聞しめして、孝養の心ざしあさからぬをあはれび感せさせ給て、さまざまの物共を馬車につみ給はせて、ゆるるされにけり、とぼしき事あらば、かさねて申べきよしをぞ仰られけるとなり、

〔古事談<sup>六</sup>亭宅<sup>六</sup>諸道〕武則公助ト云古隨身アリケリ、何ヲ父何ヲ子トハ不分明父子之間也、右近馬場ノ騎射ワロク射タリトテ、子ヲ勘當シテ、晴ニテ毆ケルニ、逃去事モナクテ被打ケレバ、見人イカニ不逃シテ、カクハ被打ゾト問ケレバ、衰父ノ父若令逃者追ナドセン程ニ、若顛倒シナバ、極テ不